

米原市会計年度任用職員（障がい者対象：清掃等業務）募集要項

滋賀県米原市会計年度任用職員採用試験を次のとおり行います。

令和8年2月2日

米 原 市 長 角 田 航 也

1 採用予定人員 パートタイム会計年度任用職員（障がい者対象：清掃等業務）3人

2 勤務条件

- ① 勤務内容 市役所支所等における日常清掃業務等
- ② 勤務場所 ㉠～㉣のいずれか
 - ㉡米原市役所山東支所（米原市長岡1206番地）
 - ㉠米原市民交流プラザ（米原市長岡1050番地1）
 - ㉣米原市立近江図書館（米原市顔戸281番地1）
- ③ 任用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- ④ 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分までのうち1日4時間（週5日）
※山東支所および近江図書館については午後の勤務を基本とし、市民交流プラザは午前の勤務を基本とします。
- ⑤ 給 与 等 時間額1,217円
- ⑥ 手 当 通勤費（一般職員に準じた通勤手当相当分）
地域手当（一般職員に準じた地域手当相当分）
期末手当および勤勉手当（ただし、市の定めによる。）
- ⑦ 加入保険 共済組合（短期給付・福祉事業適用）、厚生年金および雇用保険
- ⑧ 休 暇 休暇制度あり（ただし、市の定めによる。）
- ⑨ 勤務を要しない日
 - ㉡土、日曜日および米原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条に定める休日
 - ㉠および㉣ 施設の休館日および指定する日
- ⑩ 駐 車 場 あり
- ⑪ 服 務 地方公務員法に規定する服務の規定が適用されます。
- ⑫ 条件付採用 地方公務員法の規定に基づき、採用時は全て条件付のものとし、採用後1か
月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

3 受験資格

次のアからオまでのいずれかの交付を受けている人

ア 身体障害者手帳

イ 都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）または産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障がい者を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能の障がいについては、指定医によるものに限る。）

ウ 都道府県知事または政令指定都市市長が交付する療育手帳等

エ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医または障害者職業センターによる知的障がい者であることの判定書

オ 精神障害者保健福祉手帳

4 試験

- ① 日 時 令和8年2月27日（金）午後3時15分から（受付：午後3時00分から）
- ② 場 所 米原市米原1016番地 米原市役所本庁舎
- ③ 持 ち 物 採用試験申込書（写真添付のこと。）、筆記具
- ④ 方 法 口述試験 面接による試験を行います。
書類審査 採用試験申込書による審査を行います。

- 5 結果発表 令和8年3月6日（金）ごろに内定通知をします。
（正式な採用通知は、市の予算議決後となります。）

6 試験申込

- ① 期 間 令和8年2月2日（月）から令和8年2月20日（金）までの開庁時間中（午前9時00分から午後4時45分まで）に受け付けます。ただし、土曜日、日曜日および祝日を除きます。
- ② 方 法 申込みは、電話またはファクシミリで受け付けます。
なお、受験の際に必要な配慮事項がありましたら、別紙「受験上の配慮事項について」によりお申し出ください。
ファクシミリの場合は氏名、連絡先を記入の上、以下へお申し込みください。
米原市役所総務部総務課
電 話 0749-53-5164
FAX 0749-53-5148

- 7 注意事項 地方公務員法第16条（欠格条項）のいずれかに該当する人は、受験できません。
＜欠格条項＞
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 米原市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

- 8 問合せ先 米原市役所総務部総務課
電 話 0749-53-5164
FAX 0749-53-5148